

農林土木工事特記仕様書（令和 8 年 8 月 15 日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第 1 条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和 6 年 10 月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第 2 条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和 6 年 10 月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（適用工事）【変更】

1-1-1-1 適用

1. 適用工事

徳島県農林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（工事着手）【変更】

1-1-1-11 工事着手

受注者は、設計図書に工事に着手すべき期日について定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降 3 0 日以内に工事着手しなければならない。

（運搬業者の記載）【削除】

1-1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図

4. 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(3)受注者は、選任通知書提出時に次のものを提示しなければならない。なお、提示物は写しでも可とする。

- ①現場代理人と受注者（共同企業体の場合は代表構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、請負対象金額が 200 万円未満の工事を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提示を求めることができるものとする。
- ②主任技術者または監理技術者と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、この限りでない。なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者または監理技術者は、開札日（随意契約は見積書提出日）以前に受注者と 3 ヶ月以上の雇用関係がなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習履歴の写し

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

4. 低入札技術者

受注者は、当該工事が低入札工事となった場合は、主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐とは別に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第 7 条第 2 項イ、ロまたはハに該当する技術者を 1 名増員し、専任させなければならない。ただし、共同企業体の場合は、この限りではない。

なお、増員して専任する技術者については、「低入札工事の専任配置技術者選任通知書」を落札候補者となった時点で契約事務担当者へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第 1 項(1)を準用するものとする。

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

5. 監理技術者補佐

受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第 7 条第 2 号イ、ロまたはハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者または建設業法第 15 条第 2 号イ、ロまたはハに該当する者でなければならない。また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 14 日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第 1 項(1)を準用するものとする。

(しゅん工標) 【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第 2 号）または標板（様式第 3 号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰（頭首工）、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、治山ダム、シェッド、法面、(揚)排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

(徳島県農林土木工事施工管理基準に関する変更仕様事項)

第 3 条 第 3 条 「徳島県農林土木工事施工管理基準 令和 6 年 1 2 月」に対する【変更】

仕様事項は、次のとおりとする。

2. 適用【変更】

この管理基準は、徳島県農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合又は基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

（工事成績評定の選択制）

第4条 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

（1）徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合

（2）工事成績表の考査項目別運用表「別紙－2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合

（3）監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（1日未満で完了する作業の積算）

第5条 1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

2 受注者は、別に定める「1日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

5 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用

して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

1日未満で完了する作業の積算について（農林土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5052994/>

（熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行）

第6条 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費率の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 施工箇所点状型の場合、点状する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5029474/>

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

第7条 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領（農林水産部版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7304457/>

（「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行）

第8条 本工事は、「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行工事であり、別に定める「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領を適用する。

- 2 猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の対象期間は、5月1日から10月31日までとする。
- 3 現場施工回避に係る期間又は時間は、実施前に受発注者間で協議により決定するものとし、協議により設定した期間又は時間は、工事打合せ簿により整理することとする。
また、受注者は、実施した場合は、工事打合せ簿により、実績を報告することとする。
- 4 現場施工回避（早朝・夜間施工）により工期の延長が必要となる場合には、監督員と協議を行うことができる。
- 5 現場施工回避（早朝・夜間施工）は承諾を前提とし、早朝・夜間施工に伴う労務単価等の割増しは行わないものとし、設計変更の対象としない。

（資材価格高騰に対する特例措置）

第9条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

（共通仮設費率分の適切な設計変更）

第10条 本工事は、「農業土木工事における準備費の設計変更に係る運用」の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち準備費の伐開・除根・除草等に係る経費」について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、必要となる割増し経費について、設計変更の協議をすることができる。

運用掲載場所

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7314776/>

（中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更）

第11条 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

- 2 調達検討資材は、次の資材を想定している。これにより難しい場合は、監督員等と協議するものとする。

資材名	規格	設計数量
VU	φ 50mm	4.5m

- 3 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員等と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、次の場合を想定している。

- (1) 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- (2) 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- (3) 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

なお、代替資材を調達する場合は、受注者は、協議の際に代替資材が設計図書で求められる機能や品質等を満足していることが確認できる資料を監督員等へ提出するものとする。

- 4 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督員等に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

また、監督員から、別途調達経費の状況について報告を求められた場合は、その都度、速やかに報告するものとする。

- 5 本運用は、当面の間の運用とする。

運用掲載場所

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7314520/>

（仮設トイレの洋式化）

第12条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しな

なければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、「仮設トイレ」を設置するまでに、工事打合せ簿により、「仮設トイレ」の設置基数について、監督員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第13条 本工事は、農林土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

（オンライン電子納品）

第14条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木工事編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品することができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用する。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7313126/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第15条 本工事は、情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の試行工事である。

- 2 対象工事等は、次の URL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

（CCUS活用推奨モデル工事）

第16条 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（CCUS活用推奨モデル工事）」であり、次の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領（農林）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216242/>

（週休2日確保工事）

- 第17条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「農業土木工事における週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。
- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

農業土木工事における週休2日確保工事等実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>

ご協力をお願いします

週休2日確保工事

〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇～〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県農林水産部
〇〇農林事務所
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（標示板記載例）月単位の場合

ご協力をお願いします

週休2日確保工事
完全週休2日（土日）

〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇～〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県農林水産部
〇〇農林事務所
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（標示板記載例）完全週休2日（土日）の場合

（見積施工歩掛実態調査）

- 第18条 本工事の遮水シート工の歩掛は見積により決定しており、その実態を把握するために調査を行うこととしている。よって、受注者は、発注者から提供される調査票の提出に協力しなければならない。

（本工事の特記仕様事項）

- 第19条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

・遮水シートの覆土部分については、シートの損傷を避けるため、締固めにはタンパを使用すること。

・取水機械設備の設計・製作・運搬・据付工事については別紙1のとおりとする。

R 8 三耕 ため池 地神池 堤体 2 工事 (企育)
取水機械設備の設計・製作・運搬・据付工事
特記仕様書 (別紙1)

1. 本仕様書は、徳島県三好市三野町芝生地神池取水機械設備の設計・製作・運搬・据付工事に適用する。

又、この仕様書に記載なき細部事項については、次の規格及び基準によるものとする。

適用規格準拠基準

- | | |
|--------------------|---------------|
| ・ ため池整備 | [農 林 水 産 省] |
| ・ 日本産業規格 (J I S) | [経 済 産 業 省] |
| ・ 土地改良事業計画設計基準 | [農 林 水 産 省] |
| ・ 労働安全衛生法 | [厚 生 労 働 省] |
| ・ 徳島県土木工事共通仕様書 | [徳 島 県] |
| ・ 徳島県農林土木専門工事共通仕様書 | [徳 島 県] |
| ・ 機械工事塗装要領(案)・同解説 | [国 土 交 通 省] |
| ・ ダム・堰施設技術基準 (案) | [ダム・堰施設技術協会] |
| ・ 水門鉄管技術基準 | [水 門 鉄 管 協 会] |
| ・ その他関連規格及び基準 | |

2. 運搬、据付

現場への搬入は現地据付工事に応じて順次行い、関連工事の進行に遅滞のない様に行わせ、据付は監督員と充分協議打合わせの上、施工すること。

3. 竣 工

- 1) 操作・漏水試験その他指示による試験検査の合格をもって、工事全般の竣工とする。
- 2) 万一、設計の不備・製品の品質・工作の粗漏等の原因で竣工後、満2ヶ年以内に支障の生じた場合は、遅滞なく好良と確認出来るまで補修、改良すること。

設 計

1. 工事範囲

- | | | |
|---------|--------------------------------|-----|
| (1) 斜樋 | $\phi 200 + \phi 200 \sim 1$ 連 | 1 式 |
| (2) 底樋 | $\square 800$ | 1 式 |
| (3) 角落し | W900H300 | 1 式 |
| (4) 手摺 | | 1 式 |

2. 設計仕様

(1) 取水ゲート（斜樋 $\phi 200 + \phi 200 \sim 1$ 連）

型式	鋳鉄製スライドゲート	
口径	$\phi 200$ mm	(1孔目用)
	(緊急放流ゲート兼用)	
	$\phi 200$ mm	(2孔目用)
水密方式	後面4方メタル水密	
開閉機	手動斜樋用	
操作方式	機側操作（ハンドル $\phi 400$ mm）	
主要材料	扉体・戸当り	SCS13
	スピンドル	SUS304
	中間軸受	SUS304
	ボルト・ナット	SUS304

(2) 呑口ゲート（底樋 $\square 800$ ）

型式	鋳鉄製スライドゲート
口径	$\square 800$ mm
水密方式	後面4方メタル水密
開閉機	手動底樋用（水没型）

操作方式

機側操作

主要材料

扉体・戸当り

FC250

スピンドル

SUS304

ボルト・ナット

SUS304

(4) 角落し

型式

木製角落し

角落し幅

900 mm

角落し高

300 mm

操作方式

手動

主要材料

角落し本体

桧、SUS304

浮き押え金具

SUS304

(5) 手摺

型式

鋼管溶接

鋼管

40A、t=4.0mm

主要材料

SUS304

設計・製作・運搬・据付工事

1. 設計

(1) 設計条件

- 1) 種類・形状・大きさが設置場所、使用目的に適したものとする。
- 2) 予想される荷重に対して十分安全なものとする。
- 3) 耐久性が有るものとする。

(2) 材 料

- 1) 使用する材料は、全て日本工業規格（J I S）合格品とする。
- 2) その他使用材料は、水門鉄管技術規準第2章第10条のものを使用すること。

2. 工場製作

(1) 一般加工

- 1) 工作方法は、水門鉄管技術規準の諸工法に従い丁寧に製作すること。
- 2) 本工事に従事する工員は、熟練堪能な者に行わす事とする。
- 3) 製品は、運搬・据付に支障のないよう必要に応じてそれぞれ適当に分割し
各部分は、現場において組立据付を行うこと。

3. 塗装

(1) 施工上の留意事項

- 1) 素地調整を行い金属面が露出した部分は、活性状態にあり発錆しやすいので、速やかに1層目の塗装を行うこと。
- 2) 全工場塗装を行った設備が、輸送、据付時に塗膜を損傷した場合は、損傷の状況に応じて工場塗装と同様の工程で補修を行うこと。
- 3) 被塗装部が50℃以上5℃以下の場合、降雨、降雪、結露、霧、またはその恐れがある場合、及び適切な防護柵がなく、風で被塗装部に塵埃等の付着が予想される場合は、塗装作業を行ってはならない。
- 4) エッジ部等で塗料が付着しにくい部位は、先行塗装の増し塗りか、面取りや角丸く加工を行い、塗膜厚を確保する。
- 5) 塗装色は周辺環境との調和を図ることを基本とするが、監督員に色見本を提出し承認を受ける。

(2) ステンレス鋼の表面処理

ステンレス鋼表面は、工場で不動態化処理として酸洗いを実施するものとする。
但し、コンクリート埋設部は除くものとする。

(3) 各機器の塗装

塗装仕様は「機械工事塗装要領(案)・同解説」に準じ次表のとおりである。

1) エポキシ樹脂系

塗装部： 斜樋の扉体・戸当り、底樋の扉体・戸当り・開閉装置

工 程	素地調整または塗料名	標準膜厚 (μ m)
素地調整	一種ケレン	
第一層目（下塗）	無機ジンクリッチペイント	75
第二層目（下塗）	エポキシ樹脂塗料下塗（水中部用）	100
第三層目（下塗）	エポキシ樹脂塗料下塗（水中部用）	100
第四層目（中塗）	エポキシ樹脂塗料中塗	40
第五層目（上塗）	エポキシ樹脂塗料上塗	40
合 計		355

2) エポキシ樹脂系＋ポリウレタン樹脂系

塗装部：斜樋の開閉機

工 程	素地調整または塗料名	標準膜厚 (μ m)
素地調整	一種ケレン	
第一層目（下塗）	無機ジンクリッチペイント	75
第二層目（下塗）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗（大気部用）	80
第三層目（下塗）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗（大気部用）	80
第四層目（中塗）	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料中塗	40
第五層目（上塗）	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料上塗	30
合 計		305

4. 運搬及び小運搬

- 1) 材料その他荷造りは、途中変形破損のない様十分入念に行うこと。
- 2) 輸送又は小運搬中の事故の為、工程の遅延を来さないよう運送計画は、十分なる余裕をもって行うこと。
- 3) 運搬等において一般公共物，住民等に損害を与えない様に十分注意をはらい行うこと。

5. 据 付

- 1) 形状及び寸法がその機能を十分発揮する様、据付けること。
- 2) 現地工事中は危険防止に特に留意し、一般通行に支障のないよう万全の措置を講ずるものとする。
- 3) 工事が完了した時は、後片付け，清掃等を工事期間内に完了すること。

6. 検 査

- 1) 製品は工場製作完了後、寸法，溶接，及び監督員が指示する検査を受けること。
- 2) 竣工検査により、欠点が見出された時はたとえ工場検査に合格していても補修を合格と認められるまで行うこと。

以 上